

誓 約 書

兵庫県但馬県民局長 様

小型船舶係留施設の許可を受けた際には、関係法令及び小型船舶係留施設管理運営要綱を遵守するとともに、次の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、若しくは、第三者に損傷を及ぼしたときは、兵庫県に何ら請求いたしません。
- (2) 小型船舶係留施設を損傷したときには、直ちに兵庫県豊岡土木事務所長に連絡するとともに、自らの費用で指示通り復旧します。
- (3) 私の船舶は、遊漁船業の適正化に関する法律第2条2項に規定する遊漁船ではありません。
将来、同上遊漁船に登録した場合は、直ちに当施設外に移動します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____